

【書類名】 意見書  
【提出日】 平成 年 月 日  
【あて先】 特許庁審査官 \*\* \*\* 殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願 20\*\* - 0\*\*\*\*

【商標登録出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】 012345

【意見の内容】

(1) このたび、平成 年 月 日（発送日）付の拒絶理由通知によりまして、審査官殿は、

「この出願は、次の理由によって、拒絶をすべきものと認めます。」と認定され、その理由1として、

「この商標登録出願に係る商標は、下記の登録商標と類似であって、その商標に係る指定役務と同一又は類似の役務について使用するものですから、商標法第4条第1項第11号に該当します。

引用商標一覧

1 登録第\*\*\*\*\*号」とされました。

これについて、本願出願人は、下記の通り意見を申し述べます。

(2) なお、本願出願人は、同日付提出の手續補正書によりまして、御指摘の指定役務を「\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*」に補正いたしました。

これによりまして、理由2についての拒絶理由は解消したものと思料いたします。

(3) 本願商標は、「\*\*\*\*\*」の文字と、図形とを組み合わせた構成で出願をしたものです。

一方、引用商標1は、「\*\*\*」の文字からなる商標です。

そして、引用商標1からは「\*\*\*」の称呼しか生じないのに対し、本願商標からは「\*\*\*\*\*」の称呼が生じ、通常の観察力をもってすれば、その

相違は明らかに誰もが判別可能なものです。

ましてや、本願商標は、その要部に特徴ある図形が配置されたものであり、通常の観察力をもってすれば、その相違は明らかに誰もが判別可能なものです。

商標審査基準においても、

「2. 商標の類否の判断は、商標が使用される商品又は役務の主たる需要者層（例えば、専門家、老人、子供、婦人等の違い）その他商品又は役務の取引の実情を考慮し、需要者の通常有する注意力を基準として判断しなければならない。」とされており、さらに、

「4. 結合商標の類否は、その結合の強弱の程度を考慮し、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなきときは、この限りでない。」とされております。

本願商標と、需要者の通常有する注意力を基準として識別可能な引用商標1とは、類似しないものです。

さらに、.....  
.....、本願商標と、引用商標とは明らかに類似しないものです。

この点についても商標審査基準では、

「(5) 指定商品又は指定役務について慣用される文字と他の文字とを結合した商標は、慣用される文字を除いた部分からなる商標と類似する。」とされており通りです。

(4) 以上、申し述べましたように、本願商標は、各引用商標とは類似せず、したがって商標法第4条第1項第11号には該当しないものであると信じますので、審査官殿におかれましては再度ご審査の上、本願商標は登録すべきものであるとのご査定を賜りたくお願い申し上げます。